



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 忘れやすい還付の確定申告について

### 1. 医療費控除をしていなかったA子さん

12月に出産をして、その後子育てに忙しく、確定申告を行わないまま3月15日が過ぎてしまった。Aさんは、自分または夫の確定申告を期限後で行い、医療費控除を受けることができます。確定申告していなければ5年間さかのぼって申告することも可能です。

### 2. 就職が、秋になって決まったBさんの息子

その年の12月31日では、Bさんの息子は会社に就職しています。また社会保険に加入し、年末調整も会社で行ってもらっています。

Bさんの息子の給与が103万円以下なら、Bさんは息子を扶養親族として申告することができます。また、息子の就職が決まるまでにBさんが支払った国民年金等の金額も控除されます。

### 3. 秋にパート(準社員)をやめたCさんの奥さん

毎年Cさんの奥さんは、200万円程の給与をもらって働いていました。そのためCさんは、自分の会社の年末調整では、奥さんを控除対象からはずして毎年申告していました。

Cさんの奥さんの給与は今年125万円でした。このため配偶者控除は受けられませんが、配偶者特別控除が、16万円受けられたはずです。

### 4. フリーターのD君

D君は、アルバイトを3社程かけもちで行っています。しかし気分が乗らないと、数ヶ月遊んでいることもあります。

D君の今年の給与はすべて合計しても160万円程でした。しかし月によっては深夜勤務のアルバイトもこなしていたので一月で30万円の給与をもらったこともありました。

D君の給与から引かれた源泉所得税は、すべて合計すると10万円程でした。

確定申告すれば5万円以上の所得税の還付を受けることができます。

### 5. 自営業をしている父親と同居のサラリーマンのEさん

Eさんの父親の商売は、高齢と不況のため専従者給与を引くと、利益が100万円程になってしまいました。青色申告控除65万円を引くと所得は35万円です。

Eさんは会社の年末調整では毎年、父親は扶養親族とはしていません。しかし合計所得が38万円以下ならEさんの扶養親族として、Eさんが確定申告できます。

Eさんが700万円の給与をもらっていれば15万円以上節税できるかも？しれません。

### 6. 結婚退職したF子さん

6月に結婚退職をして、その後は専業主婦となった場合には、確定申告を行い所得税の還付を受けることができます。

Fさんは、中途退社のため年末調整は受けられません。したがって結婚までの半年間で、1年分の税金が過大に徴収されたままになっています。